

○国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項等の一部を改正する要項の
制定について

改正理由

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

- ・ 国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項

平成28年4月25日 教育実践研究推進本部会 審議・承認

平成28年5月18日 役員会 審議・承認

- ・ 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項

平成28年4月13日 教員養成カリキュラム改革推進本部会 審議・承認

平成28年5月18日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年 5 月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項等の一部を
改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成 24 年 2 月 2 日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項（平成 22 年 3 月 4 日制定）

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 （1）学長が指名する理事又は副学長 <u>2名</u> （2）学系長 （3）附属学校運営参事 1名 （4）センター長協議会議長 （5）学長が委嘱する教員 若干名 （6）研究支援課長 （7）財務課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、<u>本部長及び副本部長は学長が指名する。</u> 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成28年5月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 （1）学長が指名する理事又は副学長 <u>1名</u> （2）学系長 （3）附属学校運営参事 1名 （4）センター長協議会議長 （5）学長が委嘱する教員 若干名 （6）研究支援課長 （7）財務課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、<u>本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</u> 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 （1）学長が指名する理事又は副学長 <u>2名</u> （2）附属学校運営参事 1名 （3）教務委員会委員長 （4）学長が委嘱する教員 若干名 （5）学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、<u>本部長及び副本部長は学長が指名する。</u> 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成28年5月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 （1）学長が指名する理事又は副学長 <u>1名</u> （2）附属学校運営参事 1名 （3）教務委員会委員長 （4）学長が委嘱する教員 若干名 （5）学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、<u>本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</u> 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕